# 第６期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

## 会社の新株予約権等に関する事項
## 会社の体制及び方針
## 連結株主資本等変動計算書
## 連結注記表
## 株主資本等変動計算書
## 個別注記表

（自 2020年３月１日 至 2021年２月28日）

## 株式会社識学

「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の体制及び方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ir.shikigaku.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

**会社の新株予約権等に関する事項**

（1）当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| | |
|---|---|
| 新株予約権の名称 | 第１回新株予約権 |
| 発行決議日 | 2017年２月20日 |
| 新株予約権の数 | 22個 |
| 保有者数 | 取締役２名 |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式132,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償 |
| 新株予約権の行使価額 | １株につき84円 |
| 権利行使期間 | 2019年３月１日から<br>2027年２月20日まで |
| 行使の条件 | ①　新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退社、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。<br>②　新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。<br>③　新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。<br>④　新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 |

（注）2018年11月３日付で普通株式１株につき2,000株の割合で、2019年６月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的である株式の種類と数」、「新株予約権の行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

当社の現在及び将来の従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、弁護士竹村淳を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下、「本信託」という。)を設定しており、当社は本信託に基づき、竹村淳に対して第３回新株予約権を発行しております。

| | |
|---|---|
| 新株予約権の名称 | 第３回新株予約権 |
| 発行決議日 | 2020年８月11日 |
| 新株予約権の数 | 6,000個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式600,000株 |
| 新株予約権の払込金額 | １個あたり100円 |
| 新株予約権の行使価額 | １株につき1,239円 |
| 権利行使期間 | 2022年６月１日から<br>2030年８月10日まで |
| 行使の条件 | (注) |

(注)

1．本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

2．受益者は、次に掲げる各号の条件を満たした場合に、受託者より付与された本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 2022年２月期から2023年２月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、4,400百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAが、1,000百万円を超過した場合：行使可能割合　40%

(b) 2023年２月期及び2024年２月期の事業年度に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出されるEBITDAの累計額が、2,500百万円を超過した場合：行使可能割合　60%

(c) (a)及び(b)いずれの条件も満たした場合：行使可能割合　100%

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDA の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー

計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDA の額が適用される。なお、上記の売上高及びEBITDAの判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高及び営業利益の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

3．受益者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

4．受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

5．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

6．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

**会社の体制及び方針**

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。

・市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

・取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

・監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。

・内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。

・企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

・「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

・「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。

・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。

・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う

・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制
当社グループの共有行動基準として『識学』を子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に報告される体制を構築する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。

⑦　前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
⑩　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
・監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当事業年度において取締役会は13回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役３名、社外取締役２名の５名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④ 監査役の監査体制

監査役会を15回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合をもつことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（自 2020年３月１日
至 2021年２月28日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | | |
| 当期首残高 | 265,458 | 310,058 | 379,079 | △203 | 954,391 | － | 33,965 | 988,356 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 2,520 | 2,520 | | | 5,040 | | | 5,040 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | △41,581 | | △41,581 | | | △41,581 |
| 自己株式の取得 | | | | △75,442 | △75,442 | | | △75,442 |
| 自己株式の処分 | | 19,394 | | 30,604 | 49,999 | | | 49,999 |
| 新株予約権の発行 | | | | | | 600 | | 600 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 4,949 | | | 4,949 | | | 4,949 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | 206,870 | 206,870 |
| 当期変動額合計 | 2,520 | 26,864 | △41,581 | △44,837 | △57,034 | 600 | 206,870 | 150,436 |
| 当期末残高 | 267,978 | 336,922 | 337,498 | △45,041 | 897,356 | 600 | 240,836 | 1,138,792 |

# 連　結　注　記　表

**1．継続企業の前提に関する注記**

該当事項はありません。

**2．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記**

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　3社

連結子会社の名称　株式会社シキラボ
識学１号投資事業有限責任組合
福島スポーツエンタテインメント株式会社

連結範囲の変更　当連結会計年度において福島スポーツエンタテインメント株式会社の株式を取得し、子会社化したことにより、当該会社を連結の範囲に含めております。
また、2020年８月31日付で、当社連結子会社である株式会社シキラボを株式交換完全親会社、株式会社MAGES.Labを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、第２四半期連結会計期間より、当該会社を連結の範囲に含めておりましたが、第４四半期連結会計期間において、同社は株式会社シキラボを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数　１社

主要な関連会社の名称　株式会社Surpass

持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、株式取得により株式会社Surpassを持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、株式会社シキラボの決算日は、連結決算日と一致しております。
識学１号投資事業有限責任組合の決算日は９月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
また、福島スポーツエンタテインメント株式会社の決算日は６月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、２月28日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して連結決算を行っております。

(4) 会計方針に関する事項
①重要な資産の評価基準及び評価方法
イ.有価証券
その他有価証券
投資事業有限責任組合等への出資
入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

ロ.たな卸資産
商品
総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
貯蔵品
総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８～15年 |
| 工具、器具及び備品 | ４～10年 |

無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用ソフトウエアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準
イ．貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

## 3．追加情報に関する注記

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2020年６月12日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議し、2020年７月２日に払込が完了いたしました。

１．発行の目的及び理由

当社は、2020年６月12日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020年５月27日開催の第５期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額80,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として譲渡制限付株式の払込期日から当該対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間の間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

２．発行の概要

| | |
|---|---|
| (1)　払込期日 | 2020年７月２日 |
| (2)　処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式　40,518株 |
| (3)　処分価額 | １株につき1,234円 |
| (4)　処分価額の総額 | 49,999,212円 |
| (5)　募集又は割当方法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法 |
| (6)　出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による |
| (7)　処分先及びその人数並びに処分株式の数 | 当社の取締役（社外取締役を除く。）２名<br>40,518株 |
| (8)　その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の考え方)

(組織コンサルティング事業)

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、現在の状況が少なくとも2021年度中は続くと仮定して、現時点で入手可能な情報に基づき固定資産の減損の兆候判定及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

(スポーツエンタテインメント事業)

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、現在の状況が少なくとも2021年度中は続くと仮定して、現時点で入手可能な情報に基づき固定資産の減損の兆候判定及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

(受託開発事業)

受託開発事業は、その多くの業務についてリモートワークによる対応が可能であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業務遂行への影響は軽微であります。

上述した仮定のもと、当社グループでは、固定資産の減損の兆候判定及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時までに入手可能な情報に基づき、合理的な金額を見積もって計上しております。

**4．表示方法の変更に関する注記**

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」、「未払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記する事としております。

## 5．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　　16,556千円

（2）当座貸越契約

当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 当座貸越契約の総額 | 100,000 | 千円 |
| 借入実行残高 | 100,000 | 千円 |
| 差引額 | ― | 千円 |

## 6．連結損益計算書に関する注記

（減損損失）

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した資産

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|
| 福島県郡山市 | その他 | のれん | 109,058千円 |

（2）減損損失の認識に至った経緯

連結子会社である福島スポーツエンタテインメント株式会社の株式取得時に発生したのれんに関して、株式取得の際に超過収益力を前提にのれんを計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえて将来の収益見通しと回収可能性を勘案し、回収可能価額をゼロとして減損損失を計上しております。

（3）資産のグルーピングの方法

当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

## 7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　7,534,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式　　197,700株

## 8．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

短期借入金、長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ⅰ)　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ⅱ)　資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

2021年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注２）を参照ください。）

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 1,243,050 | 1,243,050 | － |
| (2) 売掛金 | 288,919 | | |
| 貸倒引当金(※) | △6,671 | | |
| | 282,248 | 282,248 | － |
| 資産計 | 1,525,299 | 1,525,299 | － |
| (1) 買掛金 | 24,149 | 24,149 | － |
| (2) 短期借入金 | 100,000 | 100,000 | － |
| (3) 未払法人税等 | 47,775 | 47,775 | － |
| (4) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む） | 530,020 | 515,331 | △14,688 |
| 負債計 | 701,945 | 687,256 | △14,688 |

(※) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 236,737 |

**９．１株当たり情報に関する注記**

１株当たり純資産　　120円05銭

１株当たり当期純損失　　5円60銭

## 10. 企業結合に関する注記

（取得による企業結合）

当社は、2020年３月12日開催の取締役会において、福島スポーツエンタテインメント株式会社の第三者割当増資を引受け、子会社化することについて決議し、2020年４月１日付で払込を完了いたしました。

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称　福島スポーツエンタテインメント株式会社

事業の内容　プロバスケットボールチーム"福島ファイヤーボンズ"の運営

プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行

グッズ・チケット販売

② 企業結合を行った主な理由

「識学」を用いた“勝つため”の組織づくりのノウハウ及び実績を持つ当社が福島スポーツエンタテインメント株式会社を子会社化し、組織を改善することによって、福島スポーツエンタテインメント株式会社及び福島ファイヤーボンズのさらなる成長が見込まれると判断したことから、福島スポーツエンタテインメント株式会社の第三者割当増資の引受けを決定いたしました。

③ 企業結合日

2020年４月１日

④ 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受けによる株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

56.4%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したことによります。

（2）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | |
|---|---|
| 取得原価の対価（現金） | 85,000千円 |
| 取得原価 | 85,000千円 |

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等　4,800千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

109,058千円

② 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ることにより発生しております。

③ 償却方法及び償却期間

当連結会計年度において、全額を減損損失として計上しております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | | |
|---|---|---|
| 流動資産 | 82,608 | 千円 |
| 固定資産 | 3,292 | 千円 |
| 資産合計 | 85,901 | 千円 |
| 流動負債 | 39,458 | 千円 |
| 固定負債 | 70,502 | 千円 |
| 負債合計 | 109,960 | 千円 |

(取得による企業結合)

当社は、2020年７月13日開催の取締役会において、株式会社シキラボ（以下、「シキラボ」）を株式交換完全親会社、株式会社MAGES.Lab（以下、「MAGES.Lab」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2020年７月14日付で株式交換契約を締結いたしました。なお、その後、効力発生日となる2020年８月31日に株式交換を実施いたしました。

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社MAGES.Lab

事業の内容　モバイルアプリ・ゲームの開発及び運営、オフラインプロモーション支援

(2) 企業結合を行った理由

MAGES.Labが保有するゲーム領域や資格取得講座のe-ラーニングシステム開発等のゲーム領域以外での多種多様な開発案件実績に基づくノウハウ及び潤沢なエンジニアリソースにより、プラットフォームサービスの持続的な成長と、顧客企業の生産性向上に向けたSaaSサービス・システムの受託開発というシキラボの設立当初の目的を果たし、当社グループの収益基盤を強化するため

(3) 企業結合日

2020年８月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

シキラボが本株式交換によりMAGES.Labの議決権の100％を取得し、MAGES.Labが完全子会社となることによるものです。

２．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内容

取得の対価　企業結合日に交付するシキラボの普通株式の時価　19,350千円

取得原価　19,350千円

3．株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)　株式の種類別の交換比率

MAGES.Labの普通株式１株：シキラボの普通株式0.00887324株

(2)　株式交換比率の算定方法

当社、シキラボ及びMAGES.Labから独立した第三者機関であるあいわFAS株式会社による株式価値算定の結果を参考し、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

(3)　交付する株式数

63株

4．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー報酬等　4,748千円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①　発生したのれんの金額

22,445千円

②　発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③　償却方法及び償却期間

５年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 77,363千円 |
| 固定資産 | 1,881千円 |
| 資産合計 | 79,245千円 |
| 流動負債 | 52,341千円 |
| 固定負債 | 30,000千円 |
| 負債合計 | 82,341千円 |

(連結子会社間の合併)

当社は、2020年10月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社シキラボを存続会社として、同じく当社の連結子会社である株式会社MAGES.Labを消滅会社とする吸収合併することを決議し、2020年12月１日をもって合併いたしました。

１．合併の目的

当社プラットフォームサービスである「識学クラウド」の開発・運用・保守を主に行う株式会社シキラボとモバイルゲームやe-ラーニング研修システム等の受託開発を主に行う株式会社MAGES.Labは、エンジニアリソース及び開発ノウハウをそれぞれ有しております。

双方のエンジニアリソース及びノウハウを融合することで、経営資源をそれぞれの事業に効率的に活用し、プラットフォームサービスの継続的な成長と更なる業容拡大が可能と判断し本合併を行うことを決定いたしました。

２．合併の要旨

(1) 合併の日程

取締役会決議（当社）：2020年10月14日
取締役会決議（株式会社MAGES.Lab)：2020年10月14日
取締役決定（株式会社シキラボ)：2020年10月14日
合併契約締結日：2020年10月14日
合併契約承認株主総会（株式会社シキラボ)：2020年10月30日
合併期日（効力発生日)：2020年12月１日

(2) 合併方式

株式会社シキラボを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社MAGES.Labは解散いたしました。

(3) 合併に係る割当の内容

当社の子会社間の合併であるため、新株の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による第４回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約の締結）

2021年３月17日付の当社取締役会において、第三者割当による第４回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行を決議し、2021年４月６日に本新株予約権の発行価額の全額の払込が完了しております。概要は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| （1）割当日 | 2021年４月６日 |
| （2）発行新株予約権数 | 8,800個 |
| （3）発行価額 | 本新株予約権１個当たり883円(本新株予約権の目的である株式１株当たり8.83円) |
| （4）当該発行による潜在株式数 | 潜在株式数：880,000株（新株予約権1個につき 100株）<br>なお、下記「(7) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても潜在株式数は、880,000株で一定です。 |
| （5）調達資金の額 | 1,707,970,400円（差引手取概算額）（注） |
| （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。 |
| （7）行使価額及び行使価額の修正条件 | 当初行使価額は1,940円です。<br>上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は1,358円です。<br>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の91％に相当する金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 |
| （8）募集又は割当方法 | 第三者割当方式 |
| （9）割当先 | ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下、「ＳＭＢＣ日興証券」） |
| (10) 行使期間 | 2021年４月７日から2023年４月28日まで |

<table>
<tr><td>（11）資金使途</td><td>
<table>
<tr><th>具体的な使途</th><th>金額<br>(百万円)</th></tr>
<tr><td>①識学ハンズオン支援ファンドへの出資資金</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td>②講師100名体制の構築を目的とした人材採用費・人件費</td><td>432</td></tr>
<tr><td>③新規顧客獲得を目的とした広告宣伝費</td><td>275</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>1,707</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（12）その他</td><td>当社は、ＳＭＢＣ日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結しております。本新株予約権買取契約において、ＳＭＢＣ日興証券は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められております。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とＳＭＢＣ日興証券との間で、①ターゲット・プライスに基づく行使制限、②当社による行使停止要請、③当社による行使要請及びＳＭＢＣ日興証券による行使に関する努力義務、④当社による本新株予約権の買取義務を定めたファシリティ契約を締結しております。</td></tr>
</table>

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

# 株主資本等変動計算書

（自 2020年３月１日
至 2021年２月28日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 265,458 | 239,958 | 70,100 | 310,058 |
| 当期変動額 | | | | |
| 株式の発行(新株予約権の行使) | 2,520 | 2,520 | | 2,520 |
| 当期純損失 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 19,394 | 19,394 |
| 新株予約権の発行 | | | | |
| 当期変動額合計 | 2,520 | 2,520 | 19,394 | 21,914 |
| 当期末残高 | 267,978 | 242,478 | 89,494 | 331,972 |

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 400,091 | 400,091 | △203 | 975,403 | － | 975,403 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 株式の発行(新株予約権の行使) | | | | 5,040 | | 5,040 |
| 当期純損失 | 7,002 | 7,002 | | 7,002 | | 7,002 |
| 自己株式の取得 | | | △75,442 | △75,442 | | △75,442 |
| 自己株式の処分 | | | 30,604 | 49,999 | | 49,999 |
| 新株予約権の発行 | | | | | 600 | 600 |
| 当期変動額合計 | △7,002 | △7,002 | △44,837 | △27,405 | 600 | △26,805 |
| 当期末残高 | 393,089 | 393,089 | △45,041 | 947,998 | 600 | 948,598 |

# 個 別 注 記 表

**1．重要な会計方針に係る事項**

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８～15年 |
| 工具、器具及び備品 | ４～10年 |

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウエアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

**2．表示方法の変更に関する注記**

該当事項ありません。

**3．追加情報に関する注記**

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

連結注記表と同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の考え方)

連結注記表と同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 4．貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額　　11,703千円

(2)当座貸越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 当座貸越契約の総額 | 100,000 | 千円 |
| 借入実行残高 | 100,000 | 千円 |
| 差引額 | － | 千円 |

(3)関係会社に対する債権・債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 23,797千円 |
| 短期金銭債務 | 12,408千円 |
| 長期金銭債権 | 71,666千円 |

## 5．損益計算書に関する注記

**関係会社との取引高**

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 5,930千円 |
| 営業費用 | 61,468千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 25,808千円 |

## 6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 59,632株 |

## 7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|---|---|
| 未払事業税 | 2,528千円 |
| 未払賞与 | 7,720千円 |
| 営業権 | 58,795千円 |
| 貸倒引当金 | 30,132千円 |
| 減価償却超過額 | 11,125千円 |
| 関係会社事業損失引当金 | 4,503千円 |
| 関係会社株式評価損 | 27,190千円 |
| その他 | 7,425千円 |
| 小計 | 149,422千円 |
| 評価性引当額 | △63,086千円 |
| 合計 | 86,336千円 |

繰延税金負債

| | |
|---|---|
| 投資事業組合運用益 | △1,819千円 |
| 合計 | △1,819千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 84,517千円 |

## 8．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 福島スポーツエンタテインメント株式会社 | 所有直接56.4% | 資金の貸付業務受託役員の兼任 | 資金の貸付（注）1 | 100,000 | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 19,999 |
| | | | | 資金の回収（注）1 | 8,333 | 関係会社長期貸付金 | 71,666 |
| | | | | 利息の受取（注）1 | 207 | － | － |
| | | | | 業務受託（注）2 | 4,000 | 流動資産その他 | 505 |
| 子会社 | 株式会社シキラボ | 所有直接61.3% | 業務受託 | 業務受託（注）2 | 7,200 | 流動資産その他 | 893 |
| 子会社 | 識学1号投資事業有限責任組合 | 所有直接14.6% | 業務受託 | 業務受託（注）2、3 | 11,860 | 前受金 | 614 |

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）1．資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2．業務受託は業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。

3．当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しております。

4．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主要株主 | 福冨謙二 | (被所有)直接16.48 | 当社従業員 | 自己株式の取得（注）3 | 75,442 | － | － |
| 役員及びその他近親者 | 梶山啓介 | (被所有)直接1.12 | 当社取締役 | 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)1 | 29,999 | － | － |
| 役員及びその他近親者 | 池浦良祐 | (被所有)直接0.24 | 当社取締役 | 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)1 | 19,999 | － | － |

(注) 1．譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。
2．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
3．自己株式の取得については、2020年３月12日の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は取引前日である2020年３月12日の終値によるものであります。

**9．企業結合に関する注記**

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**10．１株当たり情報に関する注記**

１株当たり純資産　126円82銭
１株当たり当期純利益　△0円94銭

**11．重要な後発事象に関する注記**

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。